

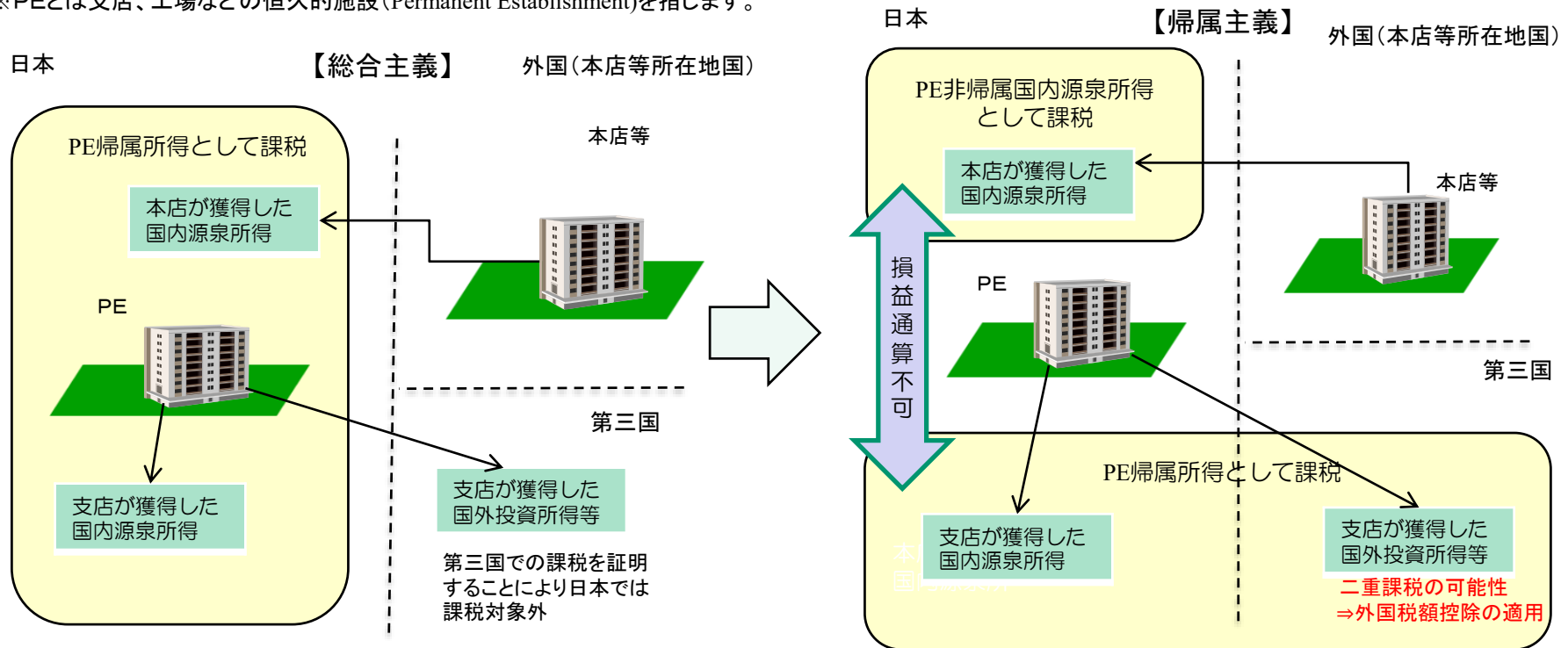
### 1. 改正の概要

○外国法人に対する課税原則が、「総合主義」から「帰属主義」へ変わります。

- ・外国法人が日本に有するPE(※)については、PEに帰属する所得(PE帰属所得)につき日本で課税する。
- ・国内源泉所得のうち、PEに帰属しない所得(PE非帰属国内源泉所得)は、PEに帰属する所得と分離して課税する。(PE帰属所得との損益通算不可)

○外国法人が日本に有するPEに係る外国税額控除制度が創設されます(現行では、外国税額控除制度は内国法人のみに適用される)。

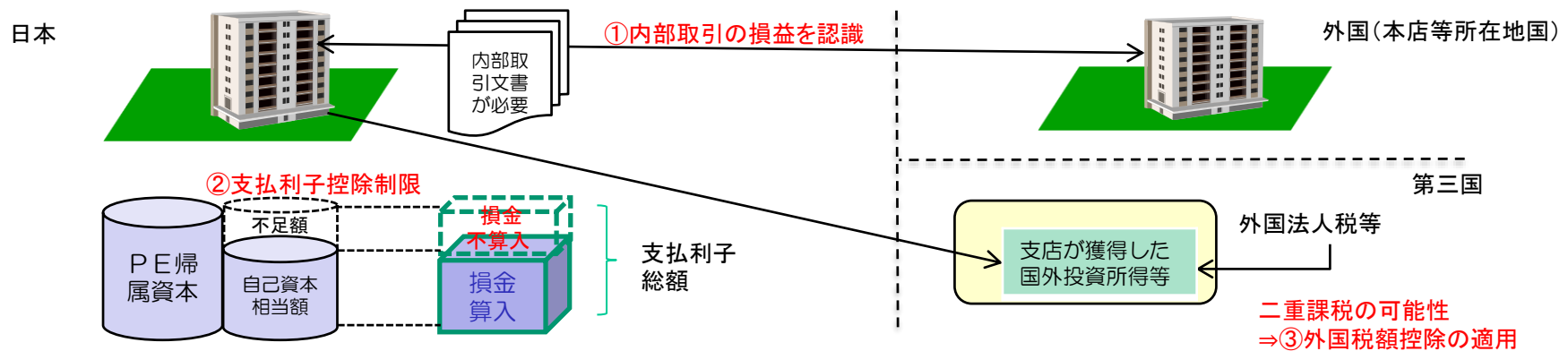
※PEとは支店、工場などの恒久的施設(Permanent Establishment)を指します。



非居住者についても外国法人の取扱いに準じて適用される。

### 2. 実務上の留意点

- ① PE帰属所得の算定において、PEと本店との間の内部取引について損益を認識する。
  - ・内部取引に対して移転価格税制と同様に、独立企業間価格に基づく損益を認識する。
  - ・内部取引に関する文書の作成が必要となる。
  - ・PEから本店に対する寄附金は損金不算入となる。
  - ・本店からPEへの支店開設資金の供与やPEから本店への利益送金等については、資本等取引として認識する。
- ② PEに帰せられるべき資本(PE帰属資本)を算定し自己資本相当額を超える場合、PEにおける支払利子総額のうち、その超える部分に対応する金額をPE帰属所得の計算上、損金に算入しない(支払利子控除制限)。  
 なお、中小法人の軽減税率、法人住民税均等割の税率及び外形標準課税対象法人の判定については現行どおり本店の資本金の額により行う(PE帰属資本を用いて判定を行わない)。
- ③ PEが第三国で得た所得について課された法人税等がある場合には外国税額控除制度を適用できる。



○平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税に適用される。

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人住民税及び事業税並びに平成30年度分以後の個人住民税に適用される。

## 1. 改正の概要

・外国法人に対する課税原則が、「総合主義」から「帰属主義」へ移行することに伴い、内国法人の外国税額控除限度額の基礎となる国外源泉所得の定義が変更されます。なお、居住者(個人)については内国法人の取扱いに準じます。

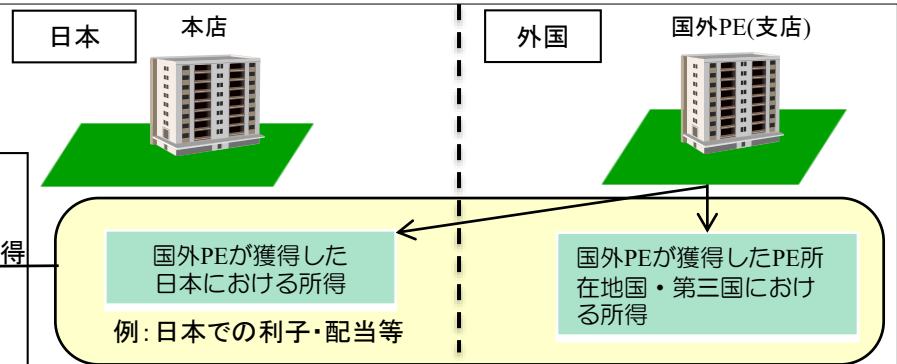
	従来	改正案
国外源泉所得の定義	国内源泉所得以外の所得	国外PE帰属所得(※)、国外資産の運用保有所得、国外資産の譲渡所得、外国法人発行債券の利子及び外国法人から受ける配当等

※ 国外PE帰属所得: 内国法人の海外支店等(国外PE)が本店から分離・独立した企業であるとした場合に帰せられる所得

## 国外源泉所得の例

<外国税額控除限度額の算定式の概要>

$$\text{全世界所得に対する税額} \times \frac{\text{国外源泉所得}}{\text{全世界所得}} \leftarrow \text{国外源泉所得}$$



## 【改正の影響】

国外源泉所得の定義の変更により、国外源泉所得の範囲に留意する必要がある。

例えば、上図に表す国外PEが獲得する「日本にある銀行口座からの利子」・「日本の会社からの配当」等は、現行制度上、国内源泉所得となり、外国税額控除限度額の算定基礎には含まれない。

改正後は、これらの利子・配当等は国外源泉所得(国外PE帰属所得)となり、外国税額控除限度額の算定基礎に含まれることとなる。

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税に適用される。

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人住民税及び事業税並びに平成30年度分以後の個人住民税に適用される。

## 2. 実務上の留意点

今回の改正に伴い、PEとの取引について以下が要求されることになる。

- ・PEと本店との間の内部取引について、移転価格税制と同様に独立企業間価格に基づく損益を認識
- ・内部取引に関する文書の作成